

ミニデイ型・運動型通所サービス事業者研修会 別冊資料「総合事業に係るQ&A(抜粋)」

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
全般	指定の有効期間	介護保険課 居宅指定係	総合事業における訪問サービス及び通所サービスの指定の有効期間は何年か。	指定の有効期間は、原則6年です。ただし更新手続き事務簡略化のため、同一法人が本体事業(訪問介護や通所介護)又は予防専門型サービス、基準緩和型サービスを一体的に運営する場合の指定の有効期間は、先に指定を受けているサービスの指定の有効期間となります。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
全般	指定関係	介護保険課 居宅指定係	総合事業の開始により、指定事業所の番号はどうなるのか？	新たに予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの指定を受けた場合、「23A～」の介護保険事業所番号が付番されます。ただし、指定申請を行う事業所が一体的に運営する事業に既に「23A～」の番号が付番されている場合(他市町村から付番されたものも含む。)、その番号を使用します。 ※詳細は別添参考資料1「事業所番号及びサービスコードについて」をご参照ください。	平成28年6月8日 平成30年1月29日 一部修正
全般	実施地域	介護保険課 居宅指定係	訪問介護や通所介護と予防専門型サービスもしくは基準緩和型サービスの通常の事業の実施地域を別々に設定することは可能か。	可能です。ただし、運営規程にそれぞれ通常の事業の実施地域が異なる旨を明記しておく必要があります。なお、総合事業については、市内在住の方のみが利用対象となるため、市外を実施地域に含めることはできません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
全般	指定関係	介護保険課 居宅指定係	A市の被保険者は、B市の総合事業を利用できるのか。(住所地特例者を除く) また、B市の事業所を利用するA市の被保険者は、A市の総合事業を利用できるのか。	A市の被保険者は、B市の総合事業を利用することはできません。 A市の被保険者は、A市の指定を受けた事業者(A市以外に所在する事業者を含む)により、A市の総合事業のみを利用することができます。	平成28年5月27日 平成30年1月29日 一部修正
全般	サービス 利用関係	介護保険課 居宅指定係	第1号事業(予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)に係るサービスの解釈通知等は、訪問介護及び通所介護の解釈通知を準用することで良いか。	人員基準や介護報酬を定めた要領も国の省令等を準用しておりますので、解釈通知に関しても「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等を準用しますが、基準緩和サービス(生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)については、「提供拒否の禁止」はありません。	平成28年6月8日
全般	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	総合事業のサービスのうち、併用可能なサービスの組合せを教えてください。 ①「予防専門型訪問サービス」と「生活支援型訪問サービス」は併用できますか？ ②「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」、「運動型通所サービス」のうちの複数を併用することはできますか？ ③予防専門型訪問サービスと予防専門型通所サービスは併用できますか？ ④予防専門型訪問サービスとミニデイ型通所サービスは併用できますか？ ⑤予防専門型訪問サービスと運動型通所サービスは併用できますか？ ⑥生活支援型訪問サービスと予防専門型通所サービスは併用できますか？ ⑦生活支援型訪問サービスとミニデイ型通所サービスは併用できますか？ ⑧生活支援型訪問サービスと運動型通所サービスは併用できますか？	訪問サービスのいずれかと通所サービスのいずれかを併用することは可能です。 ①②は、包括報酬制度の種別が含まれますので、併用は不可能です。 ③～⑧は併用可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
全般	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	「提供拒否の禁止」条項については、国のガイドラインに沿って削除されているが、事業所側が「この利用者は自分の事業所としてふさわしくない(例えば、わがままな性格等)」と判断すれば、事業所側から利用を断っても全く問題ないのか。 そうだとすると、性格的に難がある方は、結果的に「提供拒否の禁止」条項のある「予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービス」を利用することになるのか。	「提供拒否の禁止」については、サービスを提供する従業員の研修時間も緩和されていることに鑑み、技術等の問題によって対応出来ない場合も想定されることから、基準より削除されているものです。よって当該サービス事業所において提供が困難である場合は拒否することも可能です。 しかしながら、予防専門型サービスにおいては「提供拒否の禁止」条項が存在するため、一体的に運営をされている場合は、予防専門型サービスにおいて対応することも想定されます。	平成28年5月27日
全般	加算関係	介護保険課 居宅指定係 地域ケア推進課 地域支援係	総合事業における処遇改善加算は、引き続き加算方式で対応するの か。	「予防専門型訪問サービス」「予防専門型通所サービス」については加算方式となります。 それに対し、「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」については、設定した報酬単価の中に処遇改善分が加味されていますので、加算方式ではありません。なお、「運動型通所サービス」については、処遇改善加算の概念がありません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
全般	請求関係	介護保険課 指導係	要支援1・2の方が総合事業の訪問サービスを利用している場合に、状態悪化等により月途中で福祉用具貸与や訪問看護等の介護予防サービスの利用に変更できるか。また、その逆の場合はどうなるのか。 総合事業における月額包括報酬の日割りの算定方法は予防給付と同様か。	介護予防サービス及び総合事業サービスともに月途中から利用開始(中止)することは可能です。 総合事業については、予防給付と異なり、利用者と契約開始や契約解除した場合に日割りの算定が可能です。平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」Ⅰー資料9(参考資料2)を参照してください。	平成28年5月27日
全般	サービス 利用関係	介護保険課 指導係 地域ケア推進課 地域支援係	認定申請の結果、非該当になった場合は総合事業の利用ができない か。	認定申請の結果、非該当の方については、基本チェックリストを実施し、その結果、事業対象者となれば、介護予防ケアマネジメントを経て総合事業のサービスを利用することができます(65歳以上のみ)。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
全般	サービス利用関係 請求関係	介護保険課 指導係	基本チェックリストによる手続きを進めておけば、認定審査の結果、「非該当」と判定された場合に「総合事業」の請求は可能となるのか。	要支援認定申請と同時に基本チェックリストを行い事業対象者に該当した場合や事業対象者が要支援認定申請をした場合、認定結果が「非該当」であっても、暫定プランで利用した総合事業サービスは、事業対象者として算定が可能です。一方、暫定利用した予防給付サービスについては、全額自己負担となります。	平成28年5月27日
全般	請求関係	介護保険課 指導係	事業対象者が要支援認定を申請後(申請と同時に基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当した場合を含む。)、総合事業サービスを利用し、要介護認定が出た時の取扱いはどうなるのか。	要介護認定者は総合事業サービスを利用することができませんが、介護給付サービスの利用を開始するまでの間は、事業対象者のまま取り扱うことで総合事業としての請求が可能です。その際には「要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書」を区役所・支所に提出することが必要です。	平成28年5月27日

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
全般	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	予防専門型サービス、基準緩和型サービス(生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)の対象者の振り分け基準はどのようになりますか。	要支援者及び事業対象者については、利用者の状態に合わせて、予防専門型サービス又は基準緩和型サービス(生活支援型訪問、ミニデイ型・運動型通所サービス)の利用に振り分けていただくこととなります。振り分けにあたり、予防専門型サービスを利用する「状態像の目安」を示しておりますので、NAGOYAかいごネットにより詳細をご確認ください。 適切なケアマネジメント結果により、「状態像の目安」に該当した場合については、従来の介護予防サービスと同等のサービスを提供する予防専門型サービスの利用ができます。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
全般	請求関係	介護保険課 指導係	次の場合、どのように月額包括報酬の日割り算定を行うのか？ ①月途中より新規で予防専門型通所サービスを利用する場合 ②予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合。 ③月額包括報酬のサービスを利用中の方が、月途中から月末まで入院をした場合。 ④前月まで予防専門型訪問サービス、今月から生活支援型訪問サービスを利用する場合。 ⑤総合事業サービスを利用している者が、翌月から別の事業所で、同一種類の総合事業サービスを利用する場合。	①予防専門型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日(本市いきいき支援センターにおいては、利用開始予定日を契約日とみなすことを標準的な取扱いとしている。以下同じ)を起算日として日割りの算定を行います。 ②ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 ③入院は、日割りの要件ではないため、入院を契機に契約を解除したような事情がない場合は月額で請求が可能。 ④予防専門型訪問サービスは、契約を解除した場合には契約解除日を起算日とする日割り、生活支援型訪問サービスは契約日を起算日とする日割りとなります。 ⑤総合事業サービスに係る利用者と変更後の事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 ※参考資料3を参照	平成28年6月8日 平成30年1月29日 一部修正
全般	監査・指導	介護保険課 指導係	総合事業についても、名古屋市による実地指導や監査は行われるのか。	他の介護保険指定サービスと同様、実施致します。	平成28年5月27日
全般	その他	介護保険課 指導係	滞納者への給付制限の取扱いはどうになるのか。	総合事業は給付制限の対象外とします。 被保険者証に給付制限の記載がされている場合は、介護給付及び介護予防給付は給付制限の対象となりますが、総合事業については給付制限の対象とはなりません。	平成28年5月27日
全般	その他	介護保険課 指導係 地域ケア推進課 地域支援係	第2号被保険者は総合事業を利用できないのか。	第2号被保険者についても、要支援者であれば介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。 一般介護予防事業については、原則65歳以上の方の利用となります。	平成28年5月27日 平成30年1月29日 一部修正
予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	同一場所で、通所介護と予防専門型通所サービスを実施する場合、職員の兼務は可能か。 また同一場所で、通所介護と基準緩和型通所サービスを実施する場合、職員の兼務は可能か。	いずれの場合についても、同一場所で一体的に行う場合は、それぞれに従事が可能で兼務とは考えません。 他の場所で行う場合は、時間を分ければ兼務は可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	通所介護事業所において、基準緩和型サービスを実施する場合、利用者定員の設定はどうなるか。	通所介護と基準緩和型サービスを一体的に実施する場合においても、利用者定員の設定は以下のように分けて設定する必要があります。 ①通所介護と予防専門型通所サービス ②ミニデイ型通所サービス(3名以上) ③運動型通所サービス	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスの利用にあたり、ミニデイ型通所サービスや高齢者サロンとの併用は出来るのか？	総合事業における第1号通所事業(予防専門型、ミニデイ型、運動型通所サービス)のいずれかを利用している場合、他の通所サービスの利用はできません。 それに対し、高齢者サロンについては、一般介護予防事業として実施するものであり、また、住民の自主活動として位置づけられるものですので、総合事業のみならず介護サービスと併用することが可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
予防専門型通所 ミニデイ型通所 運動型通所	サービス 利用関係	介護保険課 指導係	介護予防通所リハビリテーションを利用している場合、通所サービスを併用できますか。	併用不可となります。	平成30年1月29日
生活支援型訪問 ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	介護保険課 居宅指定係	生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスにおける「自己評価・ユーザー評価参加加算」が算定できる要件とは。	事業所が前年度において、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が行う「対象サービス」の名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業(以下「ユーザー評価」という。)に参加した場合に翌年度の1年間について加算を算定することが可能となります。 例えば、生活支援型訪問サービスを訪問介護等と一体的に運営する事業所において、訪問介護及び介護予防訪問介護、並びに予防専門型訪問サービスのみユーザー評価に参加した場合は、当該加算の対象となりませんのでご注意ください。	平成28年6月8日 平成30年1月29日 一部修正
ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	通所介護事業所において、通所介護のサービス提供時間外に基準緩和型サービスを実施することは可能か。	可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	他事業を行う場所(特養、接骨院など)であっても、基準緩和型サービスを提供する区画が別であればサービス提供は可能か。	実施するにあたり、区画が別にあること、動線など支障がないことなどを事前に確認した結果、所管する部署の許可が得られれば可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	接骨院でのサービス提供については、施術室でも可能か？	接骨院で実施する場合、施術室での実施はできません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
ミニデイ型通所 運動型通所	人員基準	介護保険課 居宅指定係	基準緩和型通所サービスの管理者は、同一建物内の「通所介護事業所」の管理者と兼務してよいか。 また、基準緩和型通所サービスの従事者との兼務や、同一建物内の「通所介護事業所」の管理者以外の職種との兼務は可能か。	基準緩和型通所サービスを通所介護と一体的に行う場合、「通所介護＋ミニデイ型通所サービス(一体型)もしくは運動型通所サービス(一体型)」全体を通して1人の管理者と考えるため、両者の管理者を1人で行うことは兼務にもならないと考えます。 従って、後段の質問については、当該管理者はいまだ1職種しか行っていないことから、他の職種を1つまで兼務可能です。ただし、管理者として支障がない場合に限ります。	平成28年5月27日

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
ミニデイ型通所 運動型通所	指定関係	介護保険課 居宅指定係	他市の被保険者が利用する、市内の訪問介護もしくは通所介護事業所について、他市の基準緩和型サービスの指定を受けることは可能か。	市外の基準緩和型サービスの指定を受けることの可否については、指定を行う各自治体にお問い合わせ下さい。なお、指定を受けられる場合、通所系サービスについては、定員の設定に関して以下の点にご留意ください。 他の自治体の基準緩和型サービスの指定を受ける場合は、さらに別の定員を設定する必要があります。 例えば他市の基準緩和型サービスも本市同様利用者1名あたり3㎡の機能訓練室を必要と仮定すると、事業所の機能訓練室が45㎡の場合、同時に受入れ可能な利用定員の上限は15名となります。従って定員15名を各サービスで割り振る必要があるため、通所介護・介護予防通所介護・予防専門型通所サービスを10名、ミニデイ型通所サービス3名、運動型通所サービス1名、他市の基準緩和型サービス1名等のような設定を行う必要があり、各サービスに定める定員を超えて利用者の受入れを行うことはできません。 なお、本市以外に所在する事業所が、本市の基準緩和型サービスの指定を受けることは可能ですが、上記と同じ取扱いとなります。	平成28年5月27日 平成30年1月29日 一部修正
ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	ミニデイ型通所サービスおよび運動型通所サービスにおける「介護予防改善加算」が算定できる要件は？	各サービス事業所がサービスを提供し、サービス終了月において、利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数(6か月が上限)を乗じた単位数を加算するものです。詳細については「名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」をご確認下さい。	平成28年6月8日 平成30年1月29日 一部修正
ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	介護予防改善加算は、いつの時点で加算されるのか？また、「名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」によると、ミニデイ型通所サービスの場合「介護予防改善加算を算定した場合、サービス利用者は、サービス終了月の翌月末日まで、予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスを利用できないものとする。」とあるが、1か月間サービスを利用していない事は誰がどのように確認するのか？	介護予防改善加算については、サービス利用終了月の請求に加算されることとなります。(NAGOYAかいごネットに掲載の、＜介護予防改善加算＞を参照) また、後段に関しては、いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所がモニタリングを実施し、介護予防改善加算の有無とミニデイ型通所サービス終了月の翌月以降のケアプランにおける予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスの利用予定を確認し、矛盾が無いように点検するよう、お願いいたします。 ※運動型、ミニデイ型ともに同じ。 ●記事の掲載場所： 事業者向け) 総合事業いきいき支援センター関係＞2総合事業Q&A	平成28年6月28日 平成30年1月29日 一部修正

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
ミニデイ型通所 運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスにおける介護予防改善加算について、ケアプラン策定時点においては6か月後のサービス利用終了月に利用者の心身の状態が改善するかどうかは未定であるが、「介護予防サービス利用票・提供票(第7表)」および「介護予防サービス利用票・提供票別表(第8表)」(以下「サービス利用票等」という。)の作成にあたり、「介護予防改善加算」は見込みで算定するのか？また利用者への説明及び同意はどのように行うのか？	「介護予防改善加算」については、ケアプラン作成時に6か月後のサービス利用終了月に当該加算がつく前提で計画したうえで、サービス利用票等を利用者へ説明し、同意を得てください。また、介護予防改善加算の具体的な説明については、原則としてサービス提供事業所が重要事項説明時に実施するものとします。 なお、サービス利用票等は、居宅訪問時に次の訪問月までの予定分をまとめて交付することは差し支えありませんが、介護予防改善加算の対象とならないなど、プランに変更がある場合は、差し替えることとします。	平成28年6月28日
ミニデイ型通所	サービス内容	地域ケア推進課 地域支援係	プログラム内容について、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものであれば、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」に沿った機能訓練にとらわれず、独自のプログラムを行ってもよいのか？	ミニデイ型通所サービスは「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の活用を基本方針としているので、実施する必要があります。 ただし、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の中に、フリープランの時間を設定していますので、その時間は独自のプログラムの実施が可能です。 また、このプログラムは1日約2時間で行っていただくものであり、時間に余裕があれば独自のプログラムを追加していただくことも可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
ミニデイ型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	入浴可(ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし)とあるが、ミニデイにおける入浴とはどのような想定をしているのか。	ミニデイ型通所サービスの利用者としては、利用者自身で入浴が可能な状態像の方を想定していますので、大浴場形式であれば多人数で、個室形式であれば個別で入浴いただくことを想定しています。	平成28年5月27日 平成30年1月29日 一部修正
ミニデイ型通所	利用期間	地域ケア推進課 地域支援係	期間が原則6か月(1クール3か月×2回)とありますが、その後の延長は可能か？ミニデイ型通所サービスを終了してから、すぐにまた新しくサービスを利用することはできるか？	継続希望があっても原則6ヶ月で終了となります。また、ミニデイ型通所サービスは卒業後に自主グループや高齢者サロンへの活動につなげていくことを想定しています。同サービスが利用可能となるのは、6か月間の未利用期間を経た上で、ケアマネジメントの結果により再利用の必要性が認められた場合です。 総合事業通所サービスの利用期間等については、かいごネットに掲載しています「新しい総合事業における通所サービスの利用期間等について」をご確認ください。 記事の掲載場所： 事業者向け) 総合事業いきいき支援センター関係＞1説明会資料、通知等(2)通知等 http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2016061700016/	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
運動型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	原則6か月の原則とは？	心身の状態の改善により、6か月未満で利用を終了することはできますが、6か月以上は継続できません。 ただし、サービス開始前において事業所の定休日等の事情により、6か月間に24回の実施が計画できない場合に限り、24回目に到達するまで利用することはできるものとします。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
運動型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスを利用したいが、6か月間の利用期間中、1か月ほど本人の都合により利用できない期間があり、24回利用できなかった場合、どうなるのか？	運動型通所サービスの利用については、サービス利用開始日から起算して6か月間です。お尋ねの場合のように、利用者の都合により例えば24回に満たないからといって、利用期間の終期を1か月延長することはできません。なお、6か月とは、利用開始日から6か月まで(例:6/4～12/3)であり、利用期間内であれば回数が24回を超えても問題ありません。	平成28年6月8日 平成30年1月29日 一部修正

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
運動型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	サービスが終了したあとはどうするのか？ 利用者の機能が思うように改善しなかった場合、本人が続けたい場合、 機能が低下した場合、どうしたらよいのか？	継続して運動型通所サービスの利用はできません。運動型通所サービスを再度利用する場合は、いずれの基準緩和型通所サービスについても6か月間未利用であること、かつケアマネジメントの結果から利用の必要性が認められることが要件となっています。 なお、サービス終了後、状態の改善された方については、地域の高齢者サロン等の場で運動をしていただくなど平素の日常生活の中で自主的な活動につながることを目標としています。ただし、サービス終了後のケアマネジメントの結果において、予防専門型通所サービスの利用対象者の目安に該当する場合等については、必要に応じて専門的なサービスを利用することができます。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
運動型通所	利用期間	地域ケア推進課 地域支援係	2クール終了後の条件はありますか？一度利用したら二度と利用できないのか？	運動型通所サービスは、短期集中的なプログラムの実施により6か月間の利用を上限としていますが、いずれの基準緩和型サービス(ミニデイ型、運動型)を利用していない期間が6か月間空いており、ケアマネジメントの結果、サービス利用の必要性が認めれた場合は再利用することができます。	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
運動型通所	サービス 利用関係	地域ケア推進課 地域支援係	参加者のモチベーションアップとコミュニケーションを重視するために、開催時期(12回分)を同一に設定し集団で実施することは可能ですか？	可能です。 ただし、どこ事業所を選択するか、いつから事業を開始するかは利用者の希望によるので、集団で実施するために利用者の方を長期間待たせるようなことのないようにしてください。	平成27年12月8日
運動型通所	利用日の振り替え	地域ケア推進課 地域支援係	お休みされた場合は必ず振り替えが必要か？	振り替えについては、特に必要ありませんが、振り替える場合は、利用予定日の前後1週間の範囲内、かつ当該サービス事業の営業日であれば可能とします。なお、振り替えは利用期間内としますので、開始日及び終了日を越えてご利用いただくことはできません。 (例:利用予定日が7/5(水)の場合、振替可能な範囲は6/29(木)から7/11(火))	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正
運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスにおける評価加算はいつの時点で算定されるのか？また、評価加算におけるサービス利用票等の作成についても、介護予防改善加算と同様、見込みで算定するのか？	評価加算については、サービス提供開始日から3か月経過時及び6か月経過時において、評価実施月に算定されます。(NAGOYAかいごネットの記事を参照)なお、後段に関してはお見込みのとおりです。 ●記事の掲載場所: 事業者向け)総合事業いきいき支援センター関係>2総合事業Q&A	平成28年6月28日 平成30年1月29日 一部修正
運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスにおける評価加算は、アセスメントの結果において利用者の心身の状態が悪化している場合でも算定できるのか。	評価加算は、評価することで算定できる加算であり、利用者の状態像(改善、悪化などの状態)は、関係ありません。	平成30年1月29日
運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	運動型通所サービスにおける評価加算は、3か月、6か月経過時に、サービス利用者の状態について評価することで加算とのことだが、お休みされる日を見込んで前週に評価してもよいのか。	3か月経過時における評価加算は、3か月経過時から多少前後しても構いませんが、6か月経過時の際は利用期間の最終日に評価を実施することが要件であり、前週の利用日に実施した評価では、評価加算を算定することはできません。	平成30年1月29日

サービス種別等	分類	担当係	意 見 質 問	回 答	掲載日
運動型通所	加算関係	地域ケア推進課 地域支援係	サービス最終利用日にお休みされたが、心身の改善状況の確認のため、翌週に基本チェックリストによる評価を実施した。利用者の状態は改善されていたが、この場合、評価加算及び介護予防改善加算の算定はできないのか。	評価加算は算定不可、介護予防改善加算は算定可とします。 (例)6/4がサービス提供開始日、12/3が最終利用予定日であったが当日欠席(11/26が最終利用日となった)。12/5に基本チェックリストを実施(⇒ 結果は改善)。 ①12/5分の運動型通所サービス費:算定不可(サービス利用期間外のため) ②評価加算:算定不可(最終利用日の12/3に欠席し、事後アセスメントができなかったため。) ③介護予防改善加算:算定可(サービス利用期間外ではあるが、12/5に基本チェックリストを実施し、改善していることが確認できたため。) ※介護予防改善加算請求月:11月分として請求 (サービス利用期間外である12/5に基本チェックリストを実施しているが、サービス最終利用日である11/26の属する月である11月分として請求。前月分の算定にかかりますので、介護予防支援事業者と連携のうえ請求ください。)	平成30年1月29日
運動型通所	サービス 提供時間	地域ケア推進課 地域支援係	提供時間1時間～1時間30分程度とありますが、3時間の提供は可能か？	利用者の同意を得れば提供は可能ですが、運動型通所サービスは1時間～1時間30分のサービス提供を想定し単価等を設定していますので、時間延長による加算等は想定していません。	平成27年12月8日
運動型通所	送迎	地域ケア推進課 地域支援係	送迎の有無はどうなりますか？実費請求は可能でしょうか？	運動型通所サービスでは自分で事業所まで通える方の利用を想定していますので、送迎に係る費用は報酬に含まれていません。 なお、事業者の判断による送迎の実施を妨げるものではありませんが、利用者への費用請求はできません。(道路運送法に抵触する可能性があります。)	平成27年12月8日 平成30年1月29日 一部修正

事業所番号及びサービスコードについて

○訪問系

	事業所番号		サービスコード		
	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定		H27.4.1 以降に指定
			H30.3.31 まで	H30.4.1 以降	
予防専門型	介護予防訪問介護と同じ	新たな番号 ※1	A 1	A 2	
生活支援型	新たな番号 ※1		A 3		

○通所系

	事業所番号		サービスコード	
	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定
予防専門型	介護予防通所介護と同じ	新たな番号 ※1	A 6 ※2	A 6
ミニデイ型	新たな番号 ※1		A 7	
運動型				

※1 「新たな番号」と記載している箇所は全て「2 3 A～」の番号があてはまる。

事業所が基準緩和型サービスを訪問介護もしくは通所介護と一体的に行う（一体型で指定を受ける）場合、その事業所が既に「2 3 A～」の番号が付番（他市町村によるものも含む）されていれば、その後指定を受けるサービスは既に付番された番号がそのまま適用される。

※2 名古屋市外のみなし指定事業所が請求を行う場合は、A 6 で請求するための本市への届出が別途必要（第一号事業費算定にかかる届出書）。

I - 資料9

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
 - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)
		・区分変更(要介護→要支援)
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)
		・事業開始(指定有効期間開始)
		・事業所指定効力停止の解除
	終了	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)
		・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)
		・区分変更(要支援→要介護)
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)
		・事業廃止(指定有効期間満了)
		・事業所指定効力停止の開始
	終了	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	開始 ・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
	終了 ・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

平成 28 年 6 月 14 日
いきいき支援センター連絡会

質問や意見等について

【質問】

●「新しい総合事業」の日割り算定について

NAGOYAかいごネットに平成 28 年 6 月 8 日付けで掲載された介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る Q & A の No. 7 において、月額包括報酬の日割り算定では、「契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えない。」と記載されているが、29 の各いきいき支援センターにおいて対応を統一したいと考えている。下記の内容を、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いとしても良いか。

<新しい総合事業の日割り算定における契約日の取扱いについて>

- ・原則、契約書内の契約期間に利用開始予定日を記入し、その日を「契約日」とみなして日割り算定を行う。
- ・契約書内に契約期間の記載のない場合は、サービス担当者会議などの場で、利用者と事業者が合意のうえで利用開始予定日を決め、それを「契約日」とみなして、ケアプラン・利用票に反映させる。
- ・結果として、利用開始日が変更となっても、日割りの算定開始日（契約日）は変更しない。

～いきいき支援センター事務局～

特に問題ありません。ただし、上記の内容はいきいき支援センターにおける標準的な取扱いであるため、個々のケースにおいて、利用者と事業所の合意を図ったうえで、対応していただくようお願いします。

上記内容に係る想定 Q A

【質問】

上記の標準的な取扱いの説明をしたうえで、事業所から、利用者との契約日を起算日としたいとの申し出があった場合はどのように対応すれば良いか。

厚労省事務連絡には契約日を起算日とする旨が示されていること、及び上記の標準的な取扱いは利用者と事業所の合意が前提であることから、質問のケースでは利用者との契約日を起算日として対応することになります。

【質問】

既に契約を交わし、利用者に対して費用等の説明を終えている場合に、上記の標準的な取扱いを遡って適用する必要があるか。

質問のケースにおいて、契約日や契約書内の契約期間を起算日として対応している場合には、遡ってやり直す必要はありません。

総合事業の日割り算定について【補足資料】

総合事業の月額包括報酬の日割り算定につきましては、以下の取扱いとなります。なお、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」のとおり、いきいき支援センターにおいて標準的な取扱いが定められておりますのでご承知おきください。

①月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。

6/1 6/10 契約日 6/20 利用開始予定日 6/30

例) 起算日を 6/20 利用開始予定日とした場合

予防専門型通所サービス：日割単位数×11 日（起算日からの日数）

※「いきいき支援センター連絡会資料」に基づき、利用者と事業所との合意を前提に、利用開始予定日を起算日として日割り算定を行うことを標準的な取扱いとする。

※上記の例において、利用者の都合等により実際には 7 月から利用を開始し、6 月中に利用実績がない場合は、6 月分は報酬を算定せず、7 月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

②月の途中より総合事業サービスの間で利用サービスを切り替えた場合

例) 予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合

- ・ミニデイ型通所サービスについては、ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。
- ・予防専門型通所サービスについては、上記の起算日の前日までの日数で日割り算定を行う。

6/1 契約解除日 6/10 契約日 6/20 利用開始予定日 6/30

予防専門型通所サービス ▶ ミニデイ型通所サービス

例) 起算日を 6/10 契約日とした場合

予防専門型通所サービス：日割単位数×9 日（起算日の前日までの日数）

ミニデイ型通所サービス：日割単位数×21 日（起算日からの日数）

※厚労省事務連絡の表下に記載のとおり「※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。」ことから、予防専門型通所サービスとミニデイ型通所サービスの日数の合計を、6 月であれば 30 日としなければならない。